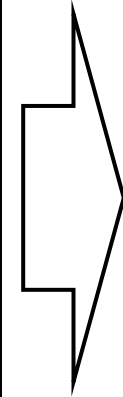


(参考) 令和4年度補助事業と令和5年度補助事業の変更箇所について

令和2年度～令和4年度補助事業概要					
	区分	補助内容	事業主体	補助対象経費	上限額
①	宿泊施設のユニバーサルデザイン化の整備	ユニバーサルデザイン化のために行う <b>宿泊施設の改修</b> に対して補助を行う。	・宿泊事業者	・設計管理費 ・工事費 ・備品購入費 ・その他	500万円
②	観光地における公衆トイレのユニバーサルデザイン化の整備	観光地に設置されている公衆トイレのユニバーサルデザイン化のための改修に対して補助を行う。	・市町村 ・観光事業者	・設計管理費 ・工事費 ・備品購入費 ・その他	50万円
③	観光地におけるユニバーサルツーリズムの推進に関する機器の導入	<b>観光地</b> においてユニバーサルツーリズム推進に資する機器の導入に対して補助を行う。	・市町村 ・観光事業者	・備品購入費 ・その他	50万円



令和5年度～補助事業概要					
	区分	補助内容	事業主体	補助対象経費	上限額
①	施設改修によるユニバーサルデザイン化の整備	ユニバーサルデザイン化のために行う <b>宿泊施設・観光施設の改修</b> に対して補助を行う。	・市町村 ・宿泊事業者 ・観光事業者	・設計管理費 ・工事費 ・備品購入費 ・その他	500万円
②	機器の導入によるユニバーサルデザイン化の整備	<b>宿泊施設・観光地</b> においてユニバーサルツーリズム推進に資する機器の導入に対して補助を行う。		・備品購入費 ・その他	50万円

- ※ 令和5年度からの補助事業において
  - ・ 宿泊事業者：旅館業法の許可を受けて、旅館・ホテル、簡易宿所、下宿の営業を行っている者
  - ・ 観光事業者：観光施設（専ら食事の提供のみを行う施設を除き、観光客の利用を念頭に置いた施設）を営む者
- ※ 補助率は、新旧補助事業のいずれにおいても補助対象経費の2分の1以内